

指定管理者監査報告書

1 監査の対象 市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者

2 監査の対象指定管理者及び施設名

(1) 対象指定管理者

所在地 黒石市大字中町36番地

団体名 特定非営利活動法人 横町十文字まちそだて会

代表者 理事長 村上 陽心

(2) 対象施設名 松の湯交流館（黒石市大字中町33番地）

3 所管課 商工観光部観光課

4 事前監査の実施日 令和2年10月15日（木）

及び実施場所 黒石市監査委員事務局

5 監査の実施日 令和2年10月23日（金）

及び実施場所 松の湯交流館

6 監査の方法

本監査は、公の施設における指定管理者の中から抽出し、公の施設の管理に係る令和元年度の事務執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、預金通帳、諸帳簿、証拠書類を照合・確認するとともに、関係法令及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

7 監査の結果

松の湯交流館の指定管理者である特定非営利活動法人横町十文字まちそだて会及び所管課に対し監査を行った結果、基本協定書に係る締結事務及び施設の運営管理はおおむね適正に執行されているものと認められたが、会計経理等に関する事務においては、改善を要する事項が見受けられたので、下記に述べる。なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については省略する。

記

(1) 業務報告について

基本協定書第13条では、毎月終了後10日以内に業務報告をするものとされており、期限内に提出されていたが、収支の記載に誤りが散見された。指定管理者においては、十

分に精査し正確な書類を作成するよう努められたい。市においては、提出された書類が正確であるかの精査、確認を行い適正な事務執行を指導されたい。

(2) 事業報告について

基本協定書第14条では、毎事業年度終了後50日以内に管理業務に係る事業報告書を市に提出し、速やかにその承認を得なければならないとされている。期限内に提出され承認を得ていたが、収支の記載に誤りが散見された。

同条第3項では、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくこととされているが、収支の日計を記録するための現金出納簿を作成しておらず、項目ごとに整備されていないため、収支の正確性は確認できない状況であった。指定管理者においては、関係帳簿を整備するとともに会計管理の適正化に努められたい。市においては、提出された書類の精査を行い、適正な業務執行に努められたい。

(3) 備品の管理について

管理業務仕様書12-(2)では、備品等(I種)について備品台帳を整備し適切に管理することとされているが、購入した備品が備品台帳に適切に記載されていなかった。

同(3)では、備品等(I種)について現在高と照合のうえで毎年9月末日までに報告することとされているが、報告されていなかった。指定管理者においては、仕様書を遵守し、期限内に提出するよう努められたい。市においては、仕様書に基づき適切な管理をするよう指導されたい。

以上、改善を要する事項を述べたが、所管課及び指定管理者においては関係法令及び基本協定書等に基づく適正な事務執行に努められたい。

なお、改善等を要するものについては適切な措置を講じられ、その結果を令和3年1月29日(金)までに遅滞なく通知されたい。

指定管理者監査報告書

- 1 監査の対象 市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者
- 2 監査の対象指定管理者及び施設名
 - (1) 対象指定管理者
 - 団体名 花巻町会
 - 代表者 会長 鎌田 太
 - (2) 対象施設名 黒石市花巻村づくりセンター（黒石市大字花巻字村家岸37番1）
- 3 所管課 農林部農林課
- 4 事前監査の実施日 令和2年10月13日（火）
及び実施場所 黒石市監査委員事務局
- 5 監査の実施日 令和2年10月22日（木）
及び実施場所 黒石市花巻村づくりセンター

6 監査の方法

本監査は、公の施設における指定管理者の中から抽出し、公の施設の管理に係る令和元年度の事務執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、預金通帳、諸帳簿、証拠書類を照合・確認するとともに、関係法令及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

7 監査の結果

黒石市花巻村づくりセンターの指定管理者である花巻町会及び所管課に対し監査を行った結果、施設の管理及び関連する事業の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし、関係法令及び基本協定書に規定される事務においては、改善を要する事項が見受けられたので、下記に述べる。なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については省略する。

記

(1) 利用の手続きについて

基本協定書第2条及び管理業務仕様書3-(1)では、指定管理者に行わせる管理業務として、利用の許可に関することを定めているが、利用の手続きは「センター使用簿」の記入のみで、黒石市花巻村づくりセンター条例（以下「条例」という。）及び黒石市花巻

村づくりセンター条例施行規則の定めるところにより適切に行われていなかった。指定管理者においては、規定に基づいた事務手続きを行うよう努められたい。市においては、適正な事務執行が行われるよう指導されたい。

(2) 利用料金の減免について

条例第10条では、市長が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができることとされている。指定管理者は花巻町会内の各団体の利用料金を減免していたが手続きが行われていなかった。指定管理者及び市においては、条例等の規定に基づいた減免の事務手続きを行うよう努められたい。

(3) 事業計画等の提出について

基本協定書第10条では、各年度の2月末日までに翌年度に係る事業計画書を市に提出しなければならないとされているが、期限内に提出されていなかった。また、事業計画書等の内容は、同条に掲げる事項が記載されておらず不十分なものであった。指定管理者においては、協定書に基づく正確な書類を作成し期限内に提出するよう努められたい。市においては、法令等を遵守するよう指導されたい。

(4) 業務報告について

基本協定書第11条では、毎月終了後に施設利用月報及び実施事業を整理し、市に事業年度終了後50日以内に報告することとされており、期限内に提出されていたが、報告内容は、同条に掲げる事項が記載されておらず不十分なものであった。指定管理者においては、協定書に基づく正確な書類を作成し提出するよう努められたい。市においては、法令等を遵守するよう指導されたい。

(5) 事業報告について

基本協定書第12条では、毎事業年度終了後50日以内に管理業務に係る事業報告書を市に提出し、その承認を得なければならないとされており、期限内に提出されていたが、報告内容は、同条に掲げる事項が記載されておらず不十分なものであった。会計経理については、指定管理業務と花巻町会の会計に区分はなく、領収書類等もまとめて綴られていたため、収支の正確性は確認できない状況であった。また、事業報告書に対する承認を得ていなかった。指定管理者においては、適切な経理事務を行い、協定書に基づく正確な書類を作成し提出するよう努められたい。市においては、法令等を遵守するよう指導されたい。

(6) 指定管理者と市の関わりについて

当該指定管理団体では、代表者を町会長が担い、施設の管理及び運営に関する業務を行っている。町会長は2年ごとに新たな者に交代するため、指定管理者制度及びこれに係る業務に対する理解が進まないままでの引継ぎが行われている。また、市も基本協定書に基づいた規定の書類の提出だけを求め、必要に応じて臨時に報告を求めること、実地に調査することを怠っていた。市においては、指定管理団体及び代表者に対する管理・監督及び、

基本協定書に記載された事項についての現地確認を含め、適期に指導することで指定管理者との連携を密にし、適正に業務が執行され法令等の遵守が図れるよう、特に努められたい。

以上、改善を要する事項を述べたが、所管課及び指定管理者においては関係法令及び基本協定書等の理解を深め、今後一層適正な事務執行に努められたい。

なお、改善等を要するものについては適切な措置を講じられ、その結果を令和3年1月29日（金）までに遅滞なく通知されたい。